

令和8年度 WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク運営業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

2の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務内容

(1) 概要

本業務は、和歌山県内に事業所を有する企業・団体（以下「県内企業」という。）に対して、外国人材の雇用（採用活動、雇用管理、在留資格、入国・在留手続き等）に関する相談及び助言、外国人材とのマッチングに向けた支援を行う。

また、和歌山県での就業を考えている外国人材に対して、就職活動（県内求人、在留資格、入国・在留手続き等）の相談及び助言、県内企業とのマッチングに向けた支援を行う。

(2) WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクでの相談対応

ア 相談対応時間

- ・月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の10時00分から17時00分までの間、相談窓口を開設し、県内企業及び外国人からの相談に対応すること。

イ 相談体制

- ・外国人材の雇用に関する知識を有する専門家（行政書士及び社会保険労務士等）の人員を配置すること。なお、専従の必要はなく、必要時に対応できる体制を整えること。
- ・相談方法は、専用回線による電話、メール及びオンラインによる対応を基本とすること。
- ・前月末までの相談窓口の利用状況を毎月10日までに和歌山県に共有すること。
- ・その他、運営に関する具体的な事項については、県と協議の上、最終的に決定する。

【電話相談対応】

- ・本業務専用の電話回線を新たに取得し、当該回線を用いて電話相談対応を行うこと。
- ・なお、令和7年度に使用しているWAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク専用回線については、令和8年4月1日から令和8年4月30までの期間において、自動アナウンスにより本事業で取得した新規電話番号が案内される。また、当該自動アナウンスに係る手続き及び費用については、本業務の委託範囲には含まないものとする。
- ・相談窓口の開設時間中は、常時相談対応が可能となるよう、必要な人員を配置すること。
- ・取得した電話番号については、受託した年度終了後においても、次受託者が継続

して使用できるように対応すること。

【メール相談対応】

- 既存メールアドレス (mail@wakayama-job-supportdesk.com) を使用すること。
なお、当該メールアドレスの使用権限は、契約締結後に県から付与する。

【対面相談対応】

- 対面での相談予約があった場合にのみ対面相談を実施すること。対面相談を実施する場合には、わかやま就職支援センター（通称：はたらコーデわかやま 和歌山市本町1丁目22番地 Wajima本町ビル1階）の相談ブースにおいて対応することができる。なお、相談ブースの設置及び使用に係る費用は本業務においては不要とする。

ウ 求人情報の掲載

- WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク専用ウェブサイトへの無料求人情報掲載 (<https://wakayama-job-supportdesk.com/job-posting>) にあたり、県内企業から提出された求人情報について添削・助言等を行い、適正な内容とした上で当該ウェブサイトの外国人向けページに掲載すること。
- 県内企業が求人情報の掲載を希望する場合には、工に記載する高度外国人材等の受入れに関する連携協定先企業（以下「協定先企業」という。）への求人情報共有も併せて希望するか否かについて、当該県内企業に確認すること。

エ 協定先企業との連携

- 外国人材の有料紹介を希望する県内企業の情報を、指定のフォーマットを通じて和歌山県が協定を締結している協定先企業に共有することにより、県内企業における高度外国人材の受入れにつなげること。
- また、協定先企業と連携し、県内企業と協定先企業とのマッチング状況を把握・収集すること。

【提案】

- 年間の相談件数目標及び目標達成に向けた具体的な取組を提案すること。

なお、特に企業からの相談件数の増加を図るための取組については、具体的かつ実効性のある提案を行うこと。

- 運営体制（人員配置、連絡体制等）を具体的に提案すること。

なお、配置する人員の資格や具体的な実績等が分かる書類を提出すること。

※参考 令和7年度の実績（令和7年4月1日～令和7年12月末時点）

【県内企業からの相談件数】65件（オンライン1件、電話36件、メール16件、対面5件、Facebook7件）※Facebookは令和7年度を以て運用を終了。

【外国人からの相談件数】355件（オンライン85件、電話21件、メール46件、イベント対面相談2件、Facebook55件、LINE126件）

(3) セミナー等のイベント開催

ア 県内企業向けオンラインセミナー

- ・県内企業を対象に、「日本人社員のためのやさしい日本語講座（仮称）」、「外国人材受入れのためのセミナー・基礎編（仮称）」、「外国人材受入れのためのセミナー・実践編（仮称）」をそれぞれ1回ずつオンラインで開催すること。
- ・オンラインセミナーの当日の様子を録画し、セミナー後も視聴可能な状態を確保すること。なお、録画動画の公開範囲や公開方法、公開期間については和歌山県と協議の上、決定する。

イ 外国人材向けオンライン就職支援セミナー

- ・日本での就職を希望する外国人材を対象に、和歌山県で働く魅力や内定を獲得するためのコツ・面接対策等を学ぶことができるセミナーを7月～8月頃にやさしい日本語を用いてオンラインで1回開催すること。
- ・オンラインセミナーの当日の様子を録画し、セミナー後も視聴可能な状態を確保すること。なお、録画動画の公開範囲や公開方法、公開期間については和歌山県と協議の上、決定する。

ウ 外国人材のためのオンライン合同企業説明会

- ・外国人材と県内企業をマッチングさせるためのオンライン合同企業説明会を6月頃と11月頃に1回ずつ開催すること。また、合同企業説明会後の参加企業と外国人材がマッチングできるよう可能な限りフォローアップを行うこと。
- ・参加企業数は、1回につき10社程度とする。

エ 県内教育機関と県内企業との合同企業説明会

- ・県内の教育機関に在籍する留学生を対象とした県内企業との合同企業説明会を対面で11月頃に1回開催すること。開催にあたっては、参加企業の募集及び会場借上、会場設営・撤去、当日の運営を実施すること。なお、県内教育機関との調整は和歌山県が実施するため、本業務においては実施不要とする。
- ・開催予定場所は、和歌山市内とする。
- ・参加企業数は、15社程度とする。
- ・具体的な開催日時については、和歌山県と協議の上、決定する。

【提案】

- ・ア～エについて、開催時期、内容、講師、手法等具体的な計画を提案すること。
- ・ウについて、合同企業説明会への県内企業及び外国人材の参加誘致方法及び当該説明会実施後に効果的なマッチングを実現するためのフォロー手法を具体的に提案すること。

(4) ウェブサイト等の管理・運用及び広告発信

ア ウェブサイト等の管理・運用

- ・WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク専用ウェブサイト
(<https://wakayama-job-supportdesk.com/>) 及び以下のSNSアカウントの管理・運用を行うこと。なお、ウェブサイト及びSNSアカウントの使用権限は、契約締結後に

県から付与する。

【SNS アカウント】外国人向け Facebook アカウント

<https://www.facebook.com/wakayama.job.supportdesk/>

- ・県内企業及び外国人向けに、外国人材の雇用や就労に関する情報を提供するメールマガジンを月1回程度配信すること。なお、既存の配信者リストは契約締結後に県から共有するものとする。

イ 広告発信

- ・外国人向け特設ページ※1への流入を目的として、上記 Facebook アカウントを活用し、既存動画※2を外国人向けに広告発信することで、和歌山県の認知度及び興味関心の向上に繋げること。なお、広告発信に当たっては、以下の運用方針に従うこととし、広告発信後には成果を県に報告すること。

※1 <https://wakayama-job-supportdesk.com/international/work-in-wakayama/ja>

※2 <https://wakayama-job-supportdesk.com/international/video/ja>

【運用方針】

(広告セット)

広告セット①：ベトナム語版

- ・発信地域：ベトナム、日本
- ・使用動画：ベトナム語字幕版

広告セット②：英語版及び日本語版

- ・発信地域：ネパール、インドネシア、タイ、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、日本
 - ・使用動画：英語版及び日本語字幕版
- ※言語別の細分化は行わず Meta 最適化を活用すること。

(ターゲティング)

年齢が18～29歳で、以下のいずれかに該当する層

- ・日本の文化等に関心を有する層
- ・現地又は日本国内の日本語学校に在籍し、日本での就職を検討する学生
- ・現地又は日本国内で生活・就労しており、日本での就職・転職等を検討している層

(広告発信期間)

30日間程度（予定）

【提案】

- ・SNSでの広告発信に当たり、仕様書に定める運用方針よりも効果の最大化が期待できる方法がある場合には、当該運用方針の改善案を提案すること。
- ・SNSでの広告発信効果としての動画再生回数、リーチ数等の目標数値を提案すること。
- ・広告発信から県内企業とのマッチングに向けたイベント参加等、対象者の行動変容に繋げられる取組を提案すること。

（5）その他

ア 関係機関との協力体制

- ・経済団体、出入国在留管理庁、国際団体等の関係機関と連携して、適切な支援や情報提供等を行うこと。

イ 収集した情報の整理・管理

- ・利用状況（対応記録の保存）及び県内企業の情報（外国人材雇用に関する情報を追記した県内企業データ）を整理し、収集した情報については、適切に整理・管理するとともに、和歌山県の求めに応じて速やかに提供すること。

3. 対象となる経費

- (1) WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクでの相談対応に係る人件費
- (2) セミナー等のイベント開催に要する経費
- (3) ウェブサイト等の管理・運用及び広告発信に要する経費

4. 留意点

- (1) 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせることができない。業務を効果的に行う上で必要と思われる業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ和歌山県に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。
- (2) WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスクの人員が事故等で勤務できなくなった場合においても、同等の人員を配置できる体制を整えること。
- (3) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (5) 貰金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

5. その他

- (1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (4) 本業務により制作されたコンテンツに関する知的財産権（著作権、特許権等を含む。）は、原則として受託者に帰属するものとする。ただし、受託者は当該権利の内容を和歌山県に報告するものとし、県は本業務の目的の範囲内で当該権利を無償利用できることとする。

（5）本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。